

令和7年3月31日に補助金終了予定でしたが
昨今の社会情勢を踏まえて...

補助金延長決定!

特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金

近年、高齢者を狙った悪質な電話勧誘や不審電話による被害が多く発生しています。赤磐市では、被害を未然に防ぐため、悪質な電話勧誘販売や詐欺などの電話を受けにくくする効果のある電話機等の購入費を補助します。

(1) 補助金の対象となる方

次の①～④のすべての条件を満たす方

- ① 市内に住所を有すること。
- ② 申請時において満65歳以上である者が世帯員に含まれていること。
- ③ 市税を滞納していないこと。
- ④ 赤磐市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

※補助金の交付は1世帯につき1回に限ります。

令和7年4月1日～

☆補助対象が緩和されました☆

(変更前) 65歳以上**のみ**の世帯であること



(変更後) 65歳以上**である者が世帯員に含まれていること**



(2) 補助対象機器

次の①～③のいずれかの機能をもつ固定電話機、または固定電話機に接続する機器で市内業者から購入するもの。

- ① 事前に登録していない電話番号からの着信に対し注意を促す機能
- ② 着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能
- ③ 被害を引き起こす可能性のある着信を自動的に切断する機能



(3) 補助金の額

購入費及び設置に要する費用の2分の1以内の額で上限5,000円
(100円未満の端数は切捨てとする)

★注意点

- ・補助金の交付は先着順で、申込みが予算額に達した時点で受付を終了します。
- ・機器によって番号表示サービス（ナンバーディスプレイ）の利用料、維持管理費用等が別途かかることがあります。これらの費用は補助対象外です。

申請の手続きは裏面をご確認ください!

(赤磐市役所 暮らし安全課)

申請から交付までの流れ

※購入前に申請が必要です！

① 市内業者からカタログと見積書をもらう。

- ・市内業者から購入予定の機器の機能が記載されているカタログ等と見積書（設置費用を含んだ金額）をもらってください。
- ・表面（２）の補助対象機器に該当するかよく確認してください。

② 本庁くらし安全課または各支所市民生活課で交付申請をする。

（提出するもの）

- ・交付申請書（様式第１号）
- ・暴力団員等に該当しないことの誓約書
- ・購入する機器のカタログ等の写し
- ・見積書の写し

③ 審査後、交付決定通知書が届く。

④ 見積書通りに機器を購入し、業者から領収書と保証書をもらう。

⑤ 購入後は、速やかに本庁くらし安全課または各支所市民生活課で実績報告をする。

（提出するもの）

- ・実績報告書（様式第６号）
- ・交付請求書（様式第８号）
- ・領収書
- ・保証書その他機器品番が分かるもの

※振込口座が分かるもの（通帳など）をお持ちください。

⑥ 指定口座に補助金が振り込まれる。

問い合わせ/申し込み窓口

赤磐市役所 くらし安全課 TEL 086-955-2650